

令和6年度 第2回議事録

笠岡市農業委員会

6. 5. 7

第2回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和6年5月7日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年5月7日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年5月7日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	出
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	重 見 信 夫	主 事	西 山 彰 人
推進委員	有 本 正 義	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 5 号	露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領を廃止する要領の制定について
議案第 6 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 10 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 11 号	現況証明願の承認について
報告第 6 号	解約証書の受理について
報告第 7 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 8 号	農作業等受委託契約書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

6 番委員

7 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第2回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第2回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を6番北村委員、7番佐内委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第5号「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領を廃止する要領の制定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>露天施設を目的とした転用案件については、許可後に申請内容と異なる用途に供されることを防ぐために、笠岡市独自で、「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」を平成29年度6月に制定していました。</p> <p>内容としては、立地許可基準が原則許可の第三種農地を除き、農地法第5条の申請において、駐車場や資材置場といった露天施設を目的とした申請の場合は原則として3年間の一時転用許可の取扱とするものです。</p> <p>この度、令和6年4月1日施行で本市農業委員会の取扱要領を補完する形で通知改正が行われることとなりました。具体的には、露天施設の申請において、一時転用で目的が達成可能な場合は、一時転用による許可申請とするよう指導すること、恒久転用とする場合は、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」が許可条件として付されることとなります。</p> <p>この改正に基づく運用は、独自基準であった本市取扱要領と趣旨を同じくすることから、この度廃止しようとするものです。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」関連がありますのでナンバー5号、6号をあわせて上程いたします。</p>

	事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>ナンバー5号, 6号でございます。〇〇から〇〇へ, 〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(交換)でございます。</p> <p>〇の所有する農地に〇〇が電力供給のための鉄塔を建設することとなりましたが, 引き続き農業を継続するために, 休耕地となっていた〇〇が所有する農地と土地を交換することとなりました。交換する土地は隣同士であり, この度の申請による申請者双方の耕作面積の変更もありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております, 取得後のすべての農地を効率的に利用すること, 機械, 労働力, 技術, 通作距離などをみても問題がないこと, 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから, 許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>なお, 〇〇が電力供給のための鉄塔を建設する予定としている〇〇については, 事業計画書の提出を確認しています。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして, ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー7号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は, 市外に居住し農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>今回の申請により〇〇ほどの増反となりますが, 申請地は従来から譲受人が管理等を行ってきた経緯があります。一筆については, 登記地目は田ですが, 実際は畑のような状態であり, 現在野菜が作付されてあります。もう一筆は所有する田の周辺にあり, 現在は草刈管理のみ行われている状態です。</p> <p>譲受人は農業経験を有し, 労働力を確保していることから耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー８号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー８号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、県外に居住しており農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。 譲受人の申請地の隣地を含め周辺の農地を所有、耕作しているため、この度の農地取得では効率的な耕作が望めると思われます。譲受人の農業経験は長年あり、農機具等も所有していることから申請地を含めた耕作管理は可能と考えられます。 農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー９号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー９号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は市外に居住していますが、申請地に附帯する住宅も併せて取得し、笠岡市での拠点とするとのこと。譲受人は農業経験がありませんが、営農を開始するにあたり、耕耘機を購入する予定としています。労働力は〇人であり、周囲の農業者のサポートを受けつつ、営農をすることとしています。申請地のうち３筆については現在耕作されており、そのまま引き継ぎま

	<p>す。1筆については、現在耕作がされていない状態ですが、今後耕作を行う予定としており、労働力からみても申請地の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>また、申請地は住宅の密集するエリアにあり、この度の就農において周囲の農業に影響を与えることもないと考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、営農を開始するにあたり、農地の管理が困難になりそうな譲渡人から譲り受けるものです。</p> <p>申請地は田ですが、作付品目は野菜を考えており、はじめはエダマメ、サトイモを試し、様子をみながらソルゴーやクローバーでの土壌改良を行いつつ、周囲の農業者のアドバイスを受けながらゆくゆくは様々な季節野菜を作付する予定とのことです。なお、将来的に土壌改良の一環として盛土を行う場合は、農地法第4条の許可が必要であると伝えていることから、今後申請が出される可能性があります。譲受人に農業経験はありませんが、農地の状況は毎日チェックし、手入れができる環境にはあるとのことです。また、労働力は〇人であり、〇〇ほどの申請地を耕作管理するのは可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、野菜の栽培用地として、令和5年度第8回総会での農地法3条許可を得た農地の隣地である申請地を譲り受けるものです。 申請地は永年耕作放棄地となっていました。この度譲受人が整備し作付可能な状態に還元されていることを、事務局の現地調査により確認しており、申請地の耕作管理は可能と判断しております。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー12号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー12号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、営農を開始するにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。 申請地は永年遊休地となっていました。草刈管理はされており、野菜の作付は可能な状態であるとのことを事務局の現地調査にて確認しております。 譲受人は、家庭菜園の経験は有していますが、自身で農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地は全体で〇〇ほどありますが、労働力は〇人確保しており、家庭菜園としての耕作管理は可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー3号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー3号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。 申請地は市内の田1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は農地改良でございます。 申請者はこの度、現在耕作放棄地となっている申請地を農地改良し、畑としたいとのことです。農地改良後はモモ、イチジクを作付けする予定であり、農地として活用していくものであるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、盛土法面は転圧するため、土砂の流出はないと思われます。雨水については、自然浸透及び既存の排水路で対応するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物等はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー4号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー4号でございます。〇〇による4条の許可申請でございます。申請地は、市内の畑2筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地でございます。 申請者はこの度、申請地を転用し、自己用の居住地として使用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、特に土地の形状を改変するような工事はしないた

	<p>め、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては前面道路の側溝に排水し、生活雑排水は下水道を接続して排水するとのことで、問題ないと思われます。また、申請地周辺に農地はないため、周囲の農地の日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願ひします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー4号を上程します。事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定(永年間)でございます。申請地は市内の田2筆及び畑2筆の計4筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天資材置場でございます。</p> <p>申請者は市内を拠点に活動しており、市内の現場付近に資材置場を求めているが、周囲は山林化して資材置場にできる状態ではなく、申請地以外に適した土地がなかったとのことで、許可要件の一つである代替性要件を満たしていると思われます。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートブロックを配置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、申請地内の素掘り及び暗渠の水路で対応するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物等はないため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願ひします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p>

	<p>(全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー5号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー5号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(贈与)でございます。申請地は、市内の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は駐車場、作業場、露天資材置場及び通路でございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地に隣接する古民家を、市内の関係・交流人口の増加を目的とした交流施設として使用するために、申請地をその施設の駐車場及び交流・作業スペースとして転用したいとのことで、代替性要件を満たしていると思われます。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、盛土等土地の形質変更は行わないため、土砂の流出等はないと思われます。雨水につきましては自然浸透にて対応するとのことで、問題ないと思われます。また、構築物は設置しないため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー6号、7号をあわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号、7号でございます。〇〇及び〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は市内の畑3筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場でございます。</p> <p>申請者は、近隣に取引先が多数あることから、社用車等の駐車スペースとして申請地を使用したいとのことです。なお、隣接の雑種地2筆と一体で利用するとのことですが、第3種農地であり、規模も過大ではないため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、現状のまま使用するため、土砂の流出等はないと思われます。雨水につきましては自然流下にて対応するとのことで、問題ないと思われます。また、構築物等はないため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p>

	以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー8号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー8号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は、市内の畑1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は一般住宅でございます。 申請者はこの度、申請地を購入し、マイホームを建築したいとのことです。第3種農地であり許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にはコンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併処理層に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにするとのことで問題ないと思われます。また、近傍に農地はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー1号でございます。令和4年度第3回の農業委員会で、令和3年度〇〇に伴い一時的に〇〇が仮設現場事務所、露天駐車場、資材置場として利用するという内容で上程され許可された案件ですが、この度事業者が〇〇から〇〇に変更になるとのことで、計画変更承認申請が提出されたものです。引き続き申請地を以前と同様の目的で使用することであるため、計画変

	<p>更の承認は妥当と思われます。 以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願ひします</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第10号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>本計画案は、令和6年5月14日の公告予定で取りまとめております。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が10筆、設定対象面積が25,175㎡、設定対象人数が4人。10年以上の設定対象筆数が14筆、設定対象面積が13,704㎡、設定対象人数が3人。合計といたしましては、設定対象筆数が24筆、設定対象面積が38,879㎡、設定対象人数が、重複により6人となっております。 これらの案件は、すべて旧農業経営基盤強化法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願ひします。</p>
○番委員	<p>○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。</p>
○番委員	<p>○○地区・○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。</p>
○番委員	<p>○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。</p>
○番委員	<p>○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 つづきまして、議案第11号「現況証明願の承認について」ナンバー1号を上程いたします。事務局の説明をお願ひします。</p>

事務局	<p>ナンバー1号でございます。〇〇によります、現況証明願の申請です。申請地は市内の田3筆で、申請地目は畑となっています。</p> <p>当案件について、4月23日に農業委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、推進委員の〇〇委員と現地確認をいたしました。</p> <p>現地の状況につきましては、議案別紙を御覧ください。</p> <p>3筆ともかつて水田として活用されていましたが、現在は耕作放棄地となっており、今後も水田としての活用は困難な状態です。しかしながら、草刈、耕起を行えば畑のとしての機能は有していると認められるため、現地調査した委員全員の一致した意見により「畑」と判断しています。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第6号「解約証書の受理について」、報告第7号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第8号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆様には、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 6月4日(火)午前9時30分から 笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回議案発送日5月24日(金)、申請書締切日5月17日(金) ・おかやま女性農業委員会について <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>